

# 香芝市告示第203号

香芝市自動車臨時運行許可事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年10月14日

香芝市長 三橋和史

## 香芝市自動車臨時運行許可事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自動車の臨時運行の許可の事務について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (臨時運行許可の申請)

第2条 自動車の臨時運行の許可を受けようとする者は、自動車臨時運行許可申請書を市長に提出し、かつ、次に掲げる書類を市長に提示しなければならない。

- (1) 自動車検査証
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書
- (3) 運転免許証、住民基本台帳に基づく証明書又は申請者の居住の事実を確認することができる書面

### (臨時運行の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、その有効期間を定めて臨時運行を許可し、法第35条第4項の規定により、規則第25条第1項の臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、かつ、臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を貸与するものとする。

### (手数料)

第4条 自動車の臨時運行の許可に係る申請手数料は、香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の定めるところによる。

### (許可証及び番号標の返納)

第5条 自動車の臨時運行の許可を受けた者は、許可証の有効期間満了後5日以内に、許可証及び番号標を市長に返納しなければならない。

### (許可証等の紛失等及び弁償)

第6条 許可証の交付及び番号標の貸与を受けた者が、当該許可証又は番号標を紛失し、又は著しく損傷したときは、自動車臨時運行許可番号標紛失（損傷）届（別記様式）を市長に提出し、番号標にあってはその実費を弁償しなければならない。

(番号標の失効の公告)

第7条 市長は、前条の規定による番号標の紛失の届出があったときは、直ちに番号標が失効した旨を公告するものとする。

2 市長は、番号標の貸与を受けた者の住所が不明である等のため番号標の回収が不能となった場合は、直ちに番号標が失効した旨を公告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市自動車臨時運行許可事務取扱要綱（平成2年4月1日施行）の規定により自動車の臨時運行の許可の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により自動車の臨時運行の許可の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

別記様式（第6条関係）

自動車臨時運行許可番号標紛失（損傷）届

年 月 日

香芝市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日に（□交付 □貸与）を受けた（□臨時運行許可証  
□臨時運行許可番号標）を（□紛失 □損傷）したので、届け出ます。

臨時運行 許可証の番号	第 号	臨時運行許可 番号標の番号	
紛失（損傷） の年月日		年 月 日	
紛失（損傷）した 場所及び状況			
届出警察署	署	届出年月日	年 月 日